

令和5年第2回  
東紀州環境施設組合議会  
定例会議案

令和5年9月28日  
東紀州環境施設組合

## 令和5年第2回 東紀州環境施設組合議会定例会議案目次

	ページ
議案第7号 令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について	1
議案第8号 令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第9号 専決処分の承認について（三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議）	3

議案第7号

令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について

令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年9月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

議案第8号

令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年9月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

議案第9号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 5 年 9 月 1 日から、桑名・員弁広域連合を三重県市町公平委員会へ加入させ、三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 5 年 6 月 26 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

三重県市町公平委員会共同設置規約（平成 18 年 4 月 1 日）の一部を次のように変更する。

別表中 「度会広域連合」を 「度会広域連合  
桑名・員弁広域連合」 に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。